

(令和2年3月改訂版)

生活保護法

指定医療機関のしおり

久留米市福祉事務所

目 次

第1 生活保護制度のあらまし	
1 保護の目的・原理・原則	1
2 保護の種類	1
第2 医療扶助の内容	
1 実施機関	2
2 医療扶助の範囲	2
3 医療扶助の申請から決定まで	3
4 調剤	5
5 治療材料	5
6 移送	5
7 訪問看護	6
8 施術	6
第3 医療機関の指定	
1 指定医療機関について	7
2 指定要件	7
3 取消要件	8
4 指定の更新	8
第4 指定医療機関の遵守事項	
1 医療担当について	8
2 診療報酬について	8
3 指導等について	8
4 届出について	8
第5 指定医療機関に対する指導及び検査	
1 指導について	9
2 検査について	9
3 不適切な事案等への対応について	10
第6 指定医療機関へのお願い	
1 病状調査	10
2 検診命令	11
3 他法他施策の活用	11
4 福祉事務所との連携	12

(1) 生活保護が決定するまでの受診	12
(2) 頻回受診者に対する適正受診指導について	12
(3) 重複受診防止	12
(4) 医療券を持参しない者の取扱いについて	12
(5) 夜間、休日における受診	12
(6) 入院、退院、転院の連絡	13
(7) 本人支払額（医療費自己負担額）	13
(8) 保険外診療	13
(9) 後発医薬品の使用促進	13

**【資料】**

指定医療機関医療担当規程（平成30年10月1日一部改正）

生活保護法第52条第2項の規定による診療方針及び診療報酬

生活保護申請 受付連絡票

医療要否意見書

転院事由発生連絡票

## 第1 生活保護制度のあらまし

### 1 保護の目的

生活保護は生活保護法（以下「法」）に基づき、あらゆる努力をしてもなお生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的としています。

生活保護制度を運用するにあたって、生活保護法は以下のような基本原理・原則を規定しています。

基本原理・原則		内容説明
基本原理	法の目的 (法第1条)	憲法第25条に規定する理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的としています。
	無差別平等 (法第2条)	すべて国民は、法の定める要件を満たす限り、法による保護を無差別平等に受けることができます。
	最低生活 (法第3条)	法により保障されている最低限度の生活は、健康で文化的な生活水準を維持することができるものでなければなりません。
	保護の補足性 (法第4条)	保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものをその最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われます。他の法律に定める扶助は生活保護に優先して行われなければなりません。
基本原則	申請保護 (法第7条)	保護は、要保護者、その扶養義務者又はその他の同居の親族の申請に基づいて開始されます。ただし、要保護者が急迫した状況にあるときは、保護の申請がなくても必要な保護を行うことができます。
	基準及び程度 (法第8条)	保護の基準は、厚生労働大臣が定めます。保護は、その者の金銭又は物品で満たすことができない不足分を補う程度において行うものとされ、最低限度の生活の需要を満たすに十分であって、かつこれを超えないものでなければなりません。
	必要即応 (法第9条)	保護は、要保護者の年齢、健康状態といった個々の事情を考慮して、有効かつ適切に行われます。
	世帯単位 (法第10条)	保護は、世帯を単位として、その要否及び程度を定めます。ただし、これによりがたいときは、個人を単位として定めることがあります。

### 2 保護の種類（法第11条）

保護の種類は、（1）生活扶助、（2）教育扶助（3）住宅扶助、（4）医療扶助、（5）介護扶助、（6）出産扶助、（7）生業扶助、（8）葬祭扶助の8つです。それぞれの扶助は、必要に応じ、同時に支給される場合もあり、医療扶助のみ支給される場合もあります。

## 第2 医療扶助の内容

### 1 実施機関

久留米市では、久留米市福祉事務所（生活支援第1課・第2課）が実施機関となります。医療扶助の実施にあたって、以下の職員を配置しています。

#### ア 地区担当員（ケースワーカー）

医療扶助の決定又は変更に関する調査、被保護者の通院指導や生活指導を行います。

#### イ 査察指導員

ケースワーカーへの指導、助言を行います。

#### ウ 医療担当職員

医療扶助の適正化を推進するため、ケースワーカー等関係職員と連携して、被保護者の頻回受診や重複受診等、改善指導及び医療券の発行等医療扶助に関する事務、指定医療機関の届出に関する事務、指導や検査、関係機関との連絡調整等を行います。

#### エ 嘱託医

医療要否意見書等の内容検討、医療扶助の実施に関して、専門的な判断を行います。また、被保護者の療養指導に関して、ケースワーカー等の相談に応じるなど、医療扶助全般にわたって技術的な支援を行います。

### 2 医療扶助の範囲（法第15条）

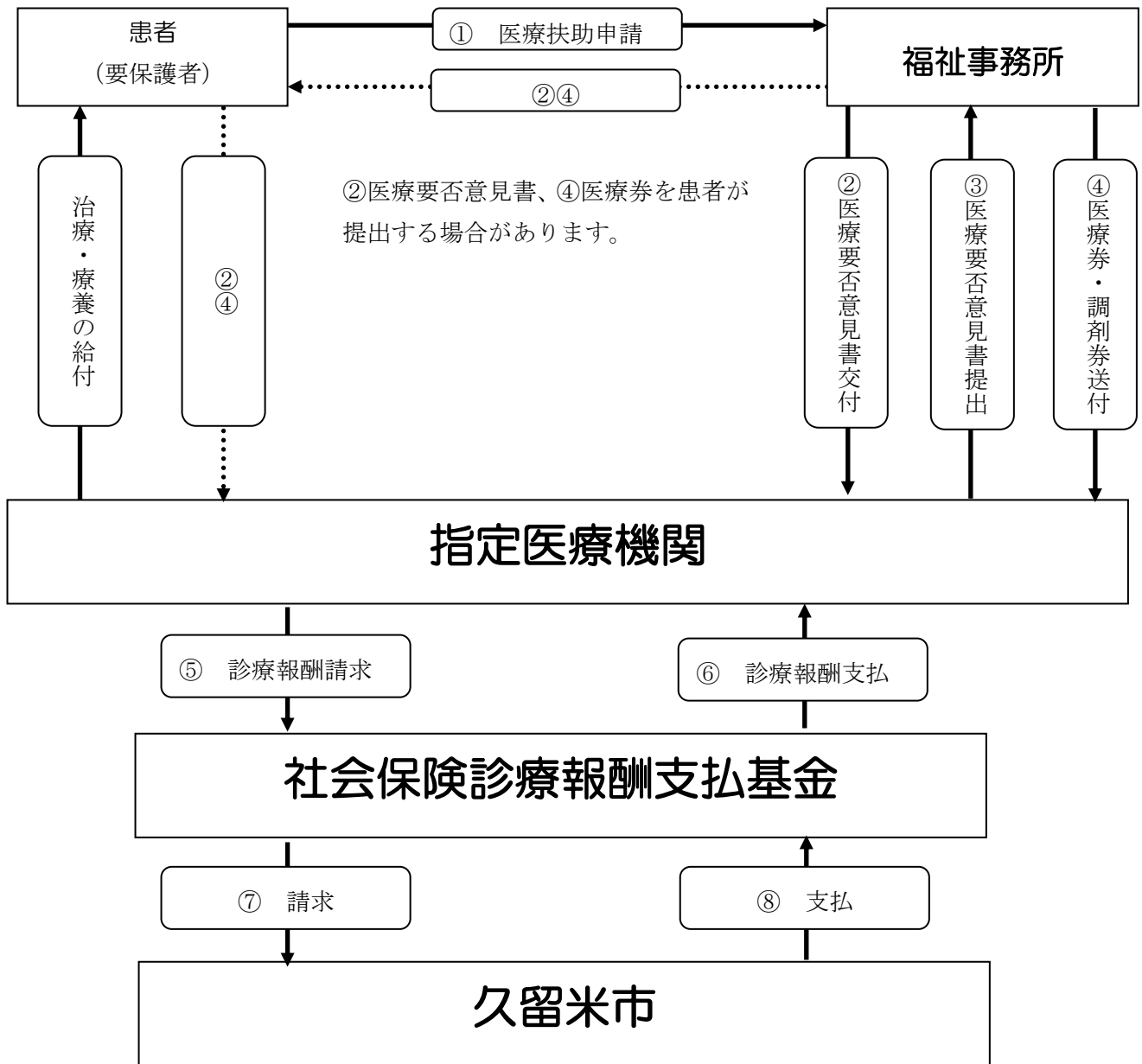
健康保険法及び国民健康保険法の給付範囲とほとんど同じです。

- (1) 診察
- (2) 薬剤又は治療材料
- (3) 医学的処置、手術及びその他の治療並びに施術
- (4) 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護
- (5) 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護
- (6) 移送

ただし、生活保護は、保護の補足性の原理（他の法律又は制度の適用を受けることができる場合は、保護に優先して行なわなければならない。（法第4条））及び、基準及び程度（最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであって、且つ、これを超えないものでなければならない。（法第8条））の原則のもとに行われます。

### 3 医療扶助の申請から決定まで

医療扶助が申請されてから診療報酬の支払いまでの一般的な流れは次のとおりです。



\* 施術、治療材料は久留米市に請求してください。

#### ① 医療扶助申請

医療扶助を受けたい生活保護受給者は、初めに久留米市福祉事務所（生活支援第1課・第2課）に対して、医療扶助の申請をする必要があります。

#### ② 医療要否意見書等発行

医療扶助の申請を受けた福祉事務所は、医療扶助を行う必要があるか否かを判断するため、「医療要否意見書」等、各種要否意見書を指定医療機関に発行します。（医療機関に直接送付する場合と申請者が持参する場合があります。）

### ③ 医療要否意見書提出

「医療要否意見書」は、医療の要否を判断する重要な資料です。記載にあたっては、以下の点に注意し、丁寧に読みやすい字で記載するようお願いいたします。記載後は、速やかに福祉事務所に返送してください。

#### ア 主要症状及び今後の診療見込欄の記載について

空欄のままであったり、患者の主訴のみを記載されたりしている例、また、「上記病名にて継続治療中」などの抽象的な内容などでは、要否が判断できませんので、医学的所見を具体的（症状及び入院の場合における入院の必要性など）に記入してください。

#### イ 診療見込期間の記載

保護の要否判定、援助方針の確立のうえで重要ですので必ず記入してください。なお、見込期間については、1カ月未満の場合には見込日数を、1カ月以上の場合には見込月数を3カ月、6カ月等と月単位（※診療月を1カ月と数え、最長6カ月）で記入してください。

#### 【福祉事務所における医療扶助の決定】

福祉事務所は、指定医療機関が記載した各種書類に基づいて医療扶助の要否及び傷病状況、治療状況を確認し、医療の要否、他法（自立支援法による医療など）の適用等について検討したうえで、医療扶助の決定を行います。

\* 医療扶助の決定、実施に際し、専門的判断及び必要な助言・指導を行うため、福祉事務所には、嘱託医が配置され、医療要否意見書等の内容検討を行っています。

#### 【費用】

医療機関が記載する「医療要否意見書」等については、指定医療機関医療担当規程第7条により無償で交付することになっています。

### ④ 医療券 送付

医療券は、生活保護受給者が指定医療機関において受診する際の医療扶助の受給資格の証明書です。また、指定医療機関はこの医療券で診療報酬を請求するため、金券的性格も併せ有しています。医療券は暦月単位で発行します。

#### ア 新規の患者

医療券を送付します。必ず医療券を確認してください。

#### イ 翌月以降も継続して受診する時

翌月以降は、委託している保護受給者名が記載された名簿式の送付書、受領書兼転帰報告書、医療券を毎月20日過ぎに送付します。受領書兼転帰報告書は当該月に被保護者が診療したかどうかを「転帰」及び「継続診療」の欄に記載し、翌月の10日までに福祉事務所に返送してください。

ウ 「送付書」の「備考」の欄に「要否」の記載があるときは、「（継続）医療要否意見書」を併せて送付していますので、記入をお願いします。

## ⑤ 診療報酬請求・支払い

福祉事務所が発行する医療券・調剤券が届きましたら、必要な事項を健康保険用の診療報酬明細書に転記し、社会保険診療報酬支払基金（施術及び治療材料は久留米市）に請求してください。（医療扶助の診療方針及び診療報酬は「国民健康保険の例による」こととなっています。）

なお、医療扶助と健康保険または他の公費負担医療との併用の資格を持つ方についても、健康保険用の診療報酬明細書を用いて、診療報酬支払基金に請求してください。診療報酬明細書には、健康保険等の保険者番号、被保険者番号（他の公費負担医療の場合は公費負担者番号、公費受給者番号）を転記するほか、生活保護の公費負担者番号・公費受給者番号等を医療券・調剤券から転記してください。

## 4 調剤

医療扶助を申請した者が、診療の給付と同時に指定薬局による調剤の給付につき申し出があった場合には、**調剤券の発行を行います。送付については④医療券 送付（ア、イ）に準じます。**

## 5 治療材料

生活保護受給者から治療材料の給付の申請があった場合、次に掲げる材料の範囲において、給付可否意見書を発行し、指定医療機関及び取扱業者において所要事項の記入を受け、福祉事務所がその可否を判断して治療材料券を交付します。治療材料は原則として現物で給付します。

ただし、一般診療の額の算定方法により支給できる場合、及び他法により給付される場合は治療材料を給付できません。

### \* 治療材料の例

義肢、装具、眼鏡、尿管器、ストーマ装具、歩行補助つえ、尿中糖半定量検査用試験紙、吸引器及びネブライザー必要最小限の機能を有するものを、原則として現物給付によって行います。吸引器及びネブライザーについては、現物給付に限ります。

上記治療材料のうち、下線については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定に基づく補装具の購入若しくは修理または日常生活上の便宜を図るための用具の給付若しくは貸与を受けることができない場合であること。さらに、歩行補助つえについては、介護保険法又は生活保護法の規定に基づく福祉用具の貸与を受けることができない場合であることが必要です。

## 6 移送

生活保護受給者から移送の給付の申請があった場合は、給付可否意見書を発行し、指定医療機関において所要事項の記入を受け、福祉事務所がその可否を判断します。

給付については、療養に必要な最小限度の日数に限り、傷病等の状態に応じて経済的かつ合理的な経路及び交通手段によって行うことになっており、その判断に当たっては、同一の病態にある当該地域の他の患者との均衡を失しないようにすることとなっています。



**\*給付の範囲**

- ア 医療機関に電車・バス等により受診する場合で、受診するために交通費が必要な場合
- イ 患者の傷病、障害等の状態により、電車・バス等の利用が著しく困難な者が医療機関に受診する際に交通費が必要な場合
- ウ 検診命令により検診を受ける際に交通費が必要となる場合
- エ 医師の往診等に係る交通費又は燃料費が必要となる場合
- オ 負傷した患者が災害現場等から医療機関に緊急に搬送される場合
- カ 離島等で疾病にかかり、又は負傷し、その症状が重篤であり、かつ、傷病が発生した場所の付近の医療機関では必要な医療が不可能であるか又は著しく困難であるため、必要な医療の提供を受けられる最寄りの医療機関に移送を行う場合
- キ 移動困難な患者であって、患者の症状からみて、当該医療機関の設備等では十分な診療ができず、医師の指示により緊急に転院する場合
- ク 医療の給付対象として認められている移植手術を行うために、臓器等の摘出を行う医師等の派遣及び摘出臓器等の搬送に交通費又は搬送代が必要な場合 など

## 7 訪問看護

生活保護受給者から訪問看護の給付の申請があった場合、訪問看護給付要否意見書を発行し、指定医療機関において所要事項の記入を受け、福祉事務所がその要否を判断し医療券を交付します。居宅において療養を行っており、疾病、傷病のために通院による療養が困難なものに対し給付が認められます。

ただし、40才以上で、要介護認定の結果、要支援・要介護状態にある場合は、介護保険（介護扶助）の訪問看護が優先し、末期の悪性腫瘍の患者その他別に厚生労働大臣が定める患者については、医療扶助での対応となります。

なお、医療扶助の訪問看護については、交通費は往診料燃料代請求書により福祉事務所で支払います。

## 8 施術

施術の範囲は、「柔道整復」、「あん摩・マッサージ」及び「はり・きゅう」をいいます。

被保護者からの施術給付の申請に基づき、福祉事務所から「給付要否意見書」を送付しますので、指定施術機関は所定の事項を記入してください。さらに、指定医療機関からも所定の事項に記入を受けた後、給付が必要だと認めたとき福祉事務所長は施術券を交付します。

施術券は暦月を単位として発行するものとし、月末を始期とする施術の給付が翌月にまたがる場合には、一般の診療と同様とします。

なお、被保護者が引き続き3カ月（あん摩・マッサージ及びはり・きゅうにあつては6カ月）を超えて施術を必要とするときは、第4月分（あん摩・マッサージ及びはり・きゅうにあつては第7月分）の施術券を発行する前にあらかじめ発行した給付要否意見書により、第4月分（あん摩・マッサージ及びはり・きゅうにあつては第7月分）以降における医療扶助継続の要否を十分検討することとし、さらに引き続き施術を必要とする

ときは、3カ月（あん摩・マッサージ及びはり・きゅうにあつては6カ月）を経過するごとに同様の手続により医療扶助継続の要否を十分検討することとなりました。

### （1）柔道整復

- ・打撲又は捻挫の患部に手当をする場合は医師の同意は不要
- ・脱臼又は骨折の患部に応急手当をする場合は医師の同意は不要
- ・応急手当以外の脱臼又は骨折の患部に手当をする場合は医師の同意が必要

### （2）あん摩・マッサージ

患者の症状が投薬その他の治療によって効果がなく、あん摩・マッサージの施術が絶対不可欠である場合に限り認められるものであり、単なる肩こり又は慰安のためにする施術は認められません。

### （3）はり・きゅう

指定医療機関による医療の給付を受けても初期の治療効果が得られないもの、又はいままで受けた治療の経過から見て治療効果があらわれていないと判断されるものを対象としますが、指定医療機関の医療の給付が行われている期間は、その疾病にかかる施術は給付の対象となりません。

## 第3 医療機関の指定

### 1 指定医療機関について

医療扶助は医療機関に委託することによって行われます。委託を受ける医療機関は、原則として生活保護による指定を受けていなければなりません。国の開設した医療機関にあつては厚生労働大臣が指定し、その他の医療機関については、都道府県知事（政令指定都市市長及び中核市市長）が指定します。

### 2 指定要件（法第49条の2 平成26年7月1日施行）

平成25年の生活保護法の一部改正により、指定及び取消しに係る要件が明確化されました。

次のいずれかに該当するときは、指定を受けることができません。

- ・ 保険医療機関又は保険薬局でないとき。
- ・ 申請者が禁固刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- ・ 申請者が指定を取り消され、その取消の日から起算して5年を経過しないとき。
- ・ 申請者が、指定の申請前5年以内に保護受給者の医療に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき等

また、次の場合には、指定をしないことがあります。

- ・ 申請に係る医療機関が、保護受給者の医療について、その内容の適切さを欠くおそれがあるとして重ねて指導を受けた者であるとき。
- ・ その他医療扶助のための医療を担当させる機関として著しく不適当と認められるものであるとき。

### 3 取消要件（法第51条 平成26年7月1日施行）

次のいずれかに該当するときは、指定を取消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することがあります。

- ・保険医療機関でなくなったとき。
- ・診療報酬の請求に関し不正があったとき 等

### 4 指定の更新（法第49条の3 平成26年7月1日施行）

病院、診療所、薬局については、指定の更新制が導入され、6年ごとに更新を受けなければ、その期間の経過によって、効力を失うことになっています。

## 第4 指定医療機関の遵守事項

### 1 医療担当について

生活保護法により指定された医療機関は次の事項を守っていただくことになります。

- (1) 福祉事務所長から委託を受けた患者について懇切丁寧にその医療を担当してください。（法第50条第1項）
- (2) 指定医療機関医療担当規程を守ってください。

### 2 診療報酬について

- (1) 患者について行った医療に対する報酬は、国民健康保険の診療報酬の例に基づき、所定の請求手続きにより請求してください。（法第52条第1項）
- (2) 診療内容及び診療報酬請求について市長の審査を受けてください。（法第53条第1項）
- (3) 市長の行う診療報酬額の決定に従ってください。（法第53条第2項）

### 3 指導等について

- (1) 患者の医療について、市長の行う指導に従ってください。（法第50条第2項）
- (2) 診療内容及び診療報酬請求の適否に関する市長の報告命令に従い、市長が当該職員に行わせる立ち入り検査を受け入れてください。（法第54条第1項）

### 4 届出について

指定医療機関の名称その他届出事項に変更が生じた場合、すみやかに届け出てください。（法施行規則第14条、第15条）

## 第5 指定医療機関に対する指導及び検査

### 1 指導について

生活保護受給者に対する援助の充実と自立助長に資するため、すべての指定医療機関を対象に、法による医療給付が適切に行われるよう制度の趣旨、医療扶助に関する事務取扱等の周知徹底を図ることを目的として実施しています。

#### (1) 一般指導

法ならびにこれに基づく命令、告示及び通知に定める事項について、その周知徹底を図るため、広報、文書等の方法により実施します。

#### (2) 個別指導

福祉事務所と指定医療機関相互の協力体制を確保することを主眼として、被保護者の医療給付に関する事務及び診療状況等について、診療録その他の帳簿書類等を閲覧し、懇談指導を行います。

指導の結果、今後特に留意していただきたい事項があれば、指定医療機関に通知します。

診療報酬請求に過誤が認められ、当該医療機関の了承を得た場合は、支払基金に連絡して今後支払予定の診療報酬額から過誤調整します。

#### 【個別指導での改善指導の例】

- ・医療券が発行されていない診療報酬請求が多い

医療券は暦月単位で発行します。医療券によって必要事項を確認し、適切な請求を行ってください。

- ・保険外併用療養費が徴収されていた

指定医療機関には差額ベッド、時間外診療などの保険外併用療養費は適用されませんので、生活保護受給者からの徴収はできません。

- ・検査の所見等が診療録（カルテ）に記載されていないことが多い

カルテは公文書にあたります。誰が見てもわかるように丁寧に記載してください。

- ・注射や薬剤の処方量が多く、必要性が認められない

注射の適用回数や薬剤の処方量の適正実施に努めてください。

### 2 検査について

生活保護受給者にかかる診療内容及び診療報酬の請求の適否を調査して診療方針を徹底し、医療扶助の適正な実施を図ることを目的としています。

#### (1) 対象

個別指導の結果、検査を行う必要があると認められる医療機関及び個別指導を受けることを拒否する医療機関です。また、診療内容又は診療報酬の請求に不正又は不当があると疑うに足りる理由があって直ちに検査を行う必要があると認められる医療機関です。

## (2) 内容及び方法

生活保護受給者にかかる診療内容及び診療報酬請求の適否について、明細書等、診療録その他の帳簿書類の照合、設備等の調査により実地に行います。

## (3) 検査後の措置

指定医療機関に対する行政上の措置としては、指定取消、戒告、注意の3種があり、経済上の措置としては診療報酬の過誤調整または返還があります。

## 3 不適切な事案への対応について

### (1) 過去の不正事案への対応（法第54条）

平成25年の法改正により、指定医療機関の開設者であった者等についても、必要と認める事項の報告もしくは診療録等の提出を命じ、又は職員に実地に検査等させることができるようになりました。

### (2) 不正利得の徴収金（法第78条第2項）

偽りその他不正な手段により医療の給付に要する費用の支弁を受けた指定医療機関があるときは、当該指定医療機関から、その返還させるべき額のほか、100分の40を乗じて得た額以下の金額を徴収することができるようになりました。

### (3) 指定医療機関への指導体制の強化（法第84条の4）

指定医療機関に対する指導等の実施にあたっては、市が指定した指定医療機関等については、一義的には指定権者である市が行うべきものですが、一部の指定医療機関における不適切な事案に効率的・効果的に対処できるよう、市が指定した指定医療機関への立入検査等について、被保護者の利益を保護する緊急の必要があると国（九州厚生局）が判断した場合には、国による指導等も実施できるようになりました。

## 第6 指定医療機関の皆様へのお願い

### 1 病状調査

病状の把握は、患者の健康管理への助言や自立のための指導、医療扶助の適正実施に欠かせないものです。福祉事務所のケースワーカーが、患者の病状、治療見込み、就労の可否等を把握するため、病状調査に伺うことがありますので、ご協力をお願いします。

#### <病状調査と刑法上の医師の秘密保持義務との関係について>

医療扶助は、指定医療機関に委託することにより現物給付を行うものであり、医療扶助の決定は、医療要否意見書等で病状を把握した上で行うこととしています。又、地区担当員は、生活保護法の目的を達成するために病状調査を行い、医療扶助継続の必要性、療養態度、稼働能力の活用等について十分検討しなければなりません。

このように病状調査を行うことは、生活保護を実施する上で必要不可欠なものであり、厚生労働省の定めた医療扶助運営要領に詳細が規定されています。

判例では、法令に根拠があれば医師の秘密保持義務に抵触しないとされています。法施行上必要な場合についてもそれに準じて抵触しないと解しています。

なお、地区担当員には、地方公務員法第34条により秘密保持義務が厳しく課されていますので、病状調査で知り得た事実について第三者に漏らすことはありません。

#### \* 病状調査と「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第57号）との関係について

「個人情報の保護に関する法律」及び同法に基づく「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」においては、「第三者」への個人情報の提供を制限していますが、医療扶助における保護の実施機関（福祉事務所）と指定医療機関との関係は、委任者と受任者の関係にあり、個人情報に制限のある「第三者」ではありません。

このため受任者である指定医療機関は、委任者である保護の実施機関（福祉事務所）に対し、委任を受けた事務処理の状況、すなわち被保護者の病状等の状況について報告を行う義務があり、本人からの同意は不要です。

## 2 検診命令（法第28条）

福祉事務所では、生活保護を受けている方、又は、申請されている方の病状を把握するため、次のようなときに公的医療機関等で検診を受けるべき旨を命じることがあります。生活保護法の趣旨をご理解の上、協力をお願いします。

- ア 保護の要否又は程度の決定にあたって稼働能力の有無につき疑いがあるとき。
- イ 障害者加算その他の認定に関し検診が必要と認められるとき。
- ウ 医療扶助の決定をしようとする場合に、要保護者の病状に疑いがあるとき。
- エ 現に医療扶助による給付を受けている者につき、当該給付の継続の必要性について疑いがあるとき。
- オ 介護扶助の実施にあたり、医学的判断を要するとき。
- カ 医療扶助の適用を受けている者の転退院の必要性の判定を行うにつき、検診が必要と認められるとき。
- キ 自立助長の観点から健康状態を確認する必要があるとき。
- ク その他保護の決定実施上必要と認められるとき。

## 3 他法他施策の活用

「障害者総合支援法（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）」による自立支援医療、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」、「難病医療法（難病の患者に対する医療等に関する法律）」等、活用すべき施策がある場合は、申請手続きを行うようご協力をお願いします。

#### 【透析治療患者の入院の例】

通院して透析治療を受けている患者が他の疾患で入院し、入院中の病院で透析治療を受ける場合は、治療を受ける医療機関が変わるため、自立支援医療（更生医療）の変更申請が必要となります。福祉事務所から変更申請手続きの依頼があった場合は、ご協力をお願いします。

## 【難病の患者に対する医療等に関する法律】（施行 平成27年1月1日）

難病患者に対しては、これまで国が指定する難病（特定疾患）に係る治療について公費負担を行う「特定疾患治療研究事業」により医療費助成が行われていましたが、平成27年1月1日から新たな医療費助成制度（難病の患者に対する医療等に関する法律に基づくもの）になり、生活保護受給者に対しても、医療扶助に優先して適用されることとなりました。

## 4 福祉事務所との連携

### （1）生活保護が決定するまでの受診

生活保護を申請した者は、その申請が決定するまでの間に医療機関等受診する際には、福祉事務所が発行する「生活保護申請 受付連絡票（以下「受付連絡票」という。）」を窓口で提示することによって、生活保護申請中（保険資格の異動の可能性があること）であることを医療機関等にお知らせし、医療費の請求に支障が生じないように努めています。

- ① 福祉事務所は、生活保護申請者に対し、「受付連絡票」を交付します。
- ② 生活保護申請者は、申請期間中の受診時には、所持する健康保険証とともに「受付連絡票」を提示することとします。
- ③ 医療機関等は、「受付連絡票」の提示があった場合は、申請日、氏名、生年月日等を確認し、必要事項について受付連絡票に記載をお願いします。
- ④ 福祉事務所は、保護が開始決定した後は、「受付連絡票」の受診記録に基づいて医療券等を発行します。
- ⑤ 生活保護の決定には最大30日ほど要する場合がありますので、一定期間経過後は念のため福祉事務所へご確認ください。

### （2）頻回受診者に対する適正受診

頻回受診者とは、医療扶助による外来患者で、同一傷病について、同一月内に同一診療科目を15日以上受診している者をいいます。該当する患者で、通院回数が適正なものか、意見をうかがうことがあります。通院回数については、医学的見地からご判断いただき、改善指導にあたって、指定医療機関のご協力を求めることがあります。

### （3）重複受診防止

他の医療機関との重複受診がある場合、福祉事務所から重複受診にかかる調整をお願いすることがあります。同一傷病名で複数の指定医療機関を受診することはできません。最近、向精神薬を重複して受け取り、他者に転売するなどの問題も起こっています。生活保護受給者には、お薬手帳を持参し、窓口で提示するように指導していますが、指定医療機関のご協力をお願いします。

### （4）医療券等を持参しない者の取扱いについて

急病等で医療券を持参しないで緊急に受診する必要がある場合は、福祉事務所に連絡し、確認の上診療をお願いします。この場合、患者に対して後日福祉事務所に届け出るよう要請してください。

### （5）夜間・休日における受診

夜間・休日等、福祉事務所の閉庁時に緊急に受診する場合は医療券の発行ができませんので、「生活保護手帳」を持参することになっています。確認の上、診療をお願いします。患者には、後日、福祉事務所

に届け出て、医療券を発行してもらうように説明してください。

#### **(6) 入院、退院、転院の連絡**

入院に際しては、入院の必要性に関する要否意見書が必要となります。入院の予定がわかり次第、患者に福祉事務所に連絡するように説明してください。退院、転院についても同様をお願いします。

なお、要否意見書の記入については、患者に支給する保護費の変更等を行う必要がありますので、すみやかにご記入いただき、返送していただきますようお願いいたします。

##### **【転院について】**

入院中の生活保護受給者が、治療の必要上、転院が必要となった場合、入院中の指定医療機関から福祉事務所に對し、原則として転院前に「転院事由発生連絡票」により、転院を必要とする理由、転院先予定医療機関等についてご連絡ください。

#### **(7) 本人支払額（医療費自己負担額）**

世帯の収入により本人支払額が生じる場合があります。本人支払額については医療券の自己負担額の欄に記載しています。診療報酬明細書には本人支払額を記載し、本人支払額を本人から徴収してください

#### **(8) 保険外診療（生活保護法第52条第2項の規定による診療方針及び診療報酬）**

保険外診療（レセプトで請求できないもの）は、原則として認められません。差額ベッドなどの保険外併用療養費は指定医療機関には適用されません。

#### **(9) 後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用促進**

後発医薬品（ジェネリック医薬品）の普及は患者の負担軽減及び医療保険財政の改善に資することから、厚生労働省では平成25年の法改正により、医療機関等の関係者が生活保護受給者に対し、後発医薬品の使用を促すことを法律上明確にするなど、後発医薬品の使用促進に取り組んできました。

また、生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律（平成30年法律第44号）の一部が平成30年10月1日から施行され、医師または歯科医師が医学的知見に基づき後発医薬品を使用することができると認めたものについては、原則として、後発医薬品により給付を行うものとする事となりました。

##### **【本市の取り組み】**

ケースワーカーが生活保護受給者との面談時に、後発医薬品の説明を行っています。また、対象となる生活保護受給者、医療機関に対して後発医薬品切替促進の協力依頼を送付しております。



## 指定医療機関医療担当規程

昭和25年8月23日	厚生省告示第222号
改正 昭和26年	厚生省告示第193号
平成6年	厚生省告示第310号
平成12年	厚生省告示第213号
平成14年	厚生労働省告示第40号
平成14年	厚生労働省告示第323号
平成18年	厚生労働省告示第296号
平成20年	厚生労働省告示第170号
平成22年	厚生労働省告示第144号
平成25年	厚生労働省告示第385号
平成26年	厚生労働省告示第223号
平成27年	厚生労働省告示第195号
平成30年	厚生労働省告示第344号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条第1項の規定により、指定医療機関医療担当規程を次のとおり定める。

### 指定医療機関医療担当規程

（指定医療機関の義務）

**第1条** 指定医療機関は、生活保護法（以下「法」という。）に定めるところによるほか、この規程の定めるところにより、医療を必要とする被保護者（以下「患者」という。）の医療を担当しなければならない。

（医療券及び初診券）

**第2条** 指定医療機関は、保護の実施機関の発給した有効な医療券（初診券を含む。以下同じ。）を所持する患者の診療を正当な事由がなく拒んではならない。

**第3条** 指定医療機関は、患者から医療券を提出して診療を求められたときは、その医療券が、その者について発給されたものであること及びその医療券が有効であることをたしかめた後でなければ診療をしてはならない。

（診療時間）

**第4条** 指定医療機関は、自己の定めた診療時間において診療するほか、患者がやむを得ない事情により、その診療時間に診療を受けることができないときは、患者のために便宜な時間を定めて診療しなければならない。

（援助）

**第5条** 指定医療機関が、患者に対し次に掲げる範囲の医療の行われることを必要と認めたときは、速やかに、

患者が所定の手続をすることができるよう患者に対し必要な援助を与えなければならない。

- 一 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護
- 二 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護
- 三 移送
- 四 歯科の補てつ

(後発医薬品)

**第6条** 指定医療機関の医師又は歯科医師（以下「医師等」という。）は、投薬又は注射を行うに当たり、後発医薬品（法第34条第3項に規定する後発医薬品をいう。以下同じ。）の使用を考慮するよう努めるとともに、投薬を行うに当たっては、医学的知見に基づき後発医薬品を使用することができることを認めた場合には、原則として、後発医薬品により投薬を行うものとする。

2 指定医療機関である薬局は、後発医薬品の備蓄に関する体制その他の後発医薬品の調剤に必要な体制の確保に努めなければならない。

3 指定医療機関である薬局の薬剤師は、処方せんに記載された医薬品に係る後発医薬品が保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則（昭和32年厚生省令第16号）第9条の規定による厚生労働大臣の定める医薬品である場合であつて、当該処方せんを発行した医師が後発医薬品への変更を認めているときは、患者に対して、後発医薬品に関する説明を適切に行わなければならない。この場合において、指定医療機関である薬局の薬剤師は、原則として、後発医薬品を調剤するものとする。

(証明書等の交付)

**第7条** 指定医療機関は、その診療中の患者及び保護の実施機関から法による保護につき、必要な証明書又は意見書等の交付を求められたときは、無償でこれを交付しなければならない。

2 指定医療機関は、患者の医療を担当した場合において、正当な理由がない限り、当該医療に関する費用の請求に係る計算の基礎となつた項目ごとに記載した明細を無償で交付しなければならない。

(診療録)

**第8条** 指定医療機関は、患者に関する診療録に、国民健康保険の例によつて医療の担当に関し必要な事項を記載し、これを他の診療録と区別して整備しなければならない。

(帳簿)

**第9条** 指定医療機関は、診療及び診療報酬の請求に関する帳簿及び警類を完結の日から5年間保存しなければならない。

(通知)

**第10条** 指定医療機関が、患者について左の各号の一に該当する事実のあることを知った場合には、すみやかに、意見を附して医療券を発給した保護の実施機関に通知しなければならない。

- 一 患者が正当な理由なくして、診療に関する指導に従わないとき。
- 二 患者が詐偽その他不正な手段により診療を受け、又は受けようとしたとき。

(指定訪問看護事業者等に関する特例)

**第11条** 指定医療機関である健康保険法（大正11年法律第70号）第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者又

は介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者（同法第8条第4項に規定する訪問看護を行う者に限る。）若しくは同法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者（同法第8条の2第3項に規定する介護予防訪問看護を行う者に限る。）にあつては、第5条の規定は適用せず、第8条中「関する診療録」とあるのは「対する指定訪問看護の提供に関する諸記録」と、「国民健康保険の例によつて」とあるのは「国民健康保険又は後期高齢者医療の例によつて」と、「診療録と」とあるのは「諸記録と」、それぞれ読み替えて適用するものとする。

（薬局に関する特例）

**第12条** 指定医療機関である薬局にあつては、第5条の規定は適用せず、第8条中「診療録」とあるのは「調剤録」と読み替えて適用するものとする。

（準用）

**第13条** 第1条から第10条までの規定は、医療保護施設が患者の診療を担当する場合に、第1条から第5条まで、第7条第1項及び第8条から第10条までの規程は、指定助産機関又は指定施術機関が被保護者の助産又は施術を担当する場合に、それぞれ準用する。

## 生活保護法第52条第2項の規定による診療方針及び診療報酬

昭和34年5月6日	厚生省告示第125号
改正 昭和48年	厚生省告示第39号
昭和58年	厚生省告示第34号
昭和59年	厚生省告示第170号
昭和63年	厚生省告示第11号
昭和63年	厚生省告示第111号
平成6年	厚生省告示第311号
平成7年	厚生省告示第27号
平成12年	厚生省告示第212号
平成12年	厚生省告示第250号
平成12年	厚生省告示第465号
平成14年	厚生労働省告示第129号
平成14年	厚生労働省告示第324号
平成18年	厚生労働省告示第589号
平成20年	厚生労働省告示第171号
平成27年	厚生労働省告示第195号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第52条第2項(同法第55条において準用する場合を含む。)の規定により、生活保護法第52条第2項の規定による診療方針及び診療報酬を次のとおり定め、昭和34年1月1日から適用し、生活保護法第52条第2項の規定による診療方針及び診療報酬(昭和25年8月厚生省告示第212号)は、昭和33年12月31日限り廃止する。

## 生活保護法第52条第2項の規定による診療方針及び診療報酬

- 1 歯科の歯冠修復及び欠損補綴の取扱において、歯科材料として金を使用することは、行なわない。
- 2 国民健康保険の診療方針及び診療報酬のうち、保険外併用療養費の支給に係るもの(厚生労働大臣の定める評価療養及び選定療養(平成18年厚生労働省告示第495号)第2条第7号に規定する療養(次項において「長期入院選定療養」という。))につき別に定めるところによる場合を除く。第4項において同じ。)は指定医療機関及び医療保護施設には適用しない。
- 3 前項の規定により指定医療機関及び医療保護施設に適用される長期入院選定療養に係る費用の額は、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第42条第1項第1号に掲げる場合の例による。
- 4 前3項に定めるもののほか、結核の医療その他の特殊療法又は新療法による医療その他生活保護法(昭和25年法律第144号)の基本原則及び原則に基づき国民健康保険の診療方針及び診療報酬(保険外併用療養費の支給に係るものを除く。)と異なる取扱いを必要とする事項に関しては、別に定めるところによる。
- 5 75歳以上の者及び65歳以上75歳未満の者であつて高齢者の医療の確保に関する法律施行令(平成19年政令

第318号)別表に定める程度の障害の状態にあるもの(健康保険法(大正11年法律第70号)若しくは船員保険法(昭和14年法律第73号)の規定による被保険者及び被扶養者、国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)若しくは地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)に基づく共済組合の組合員及び被扶養者又は私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)の規定による私立学校教職員共済制度の加入者及び被扶養者である者を除く。)に係る診療方針及び診療報酬は、前各項に定めるもののほか、後期高齢者医療の診療方針及び診療報酬(健康保険法(大正11年法律第70号)第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者、介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者(同法第8条第4項に規定する訪問看護を行う者に限る。)及び同法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者(同法第8条の2第4項に規定する介護予防訪問看護を行う者に限る。))にあつては高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第78条第4項の規定による厚生労働大臣の定める基準及び同法第79条第1項の規定による厚生労働大臣の定め)の例による。

6 指定医療機関が健康保険の保険医療機関又は保険薬局であり、かつ、国民健康保険法第45条第3項(同法第52条第6項、第52条の2第3項及び第53条第3項において準用する場合を含む。)の規定による別段の定め契約当事者であるときは、当該契約の相手方である市町村(特別区を含む。)の区域に居住地(生活保護法第19条第1項第2号又は同条第2項に該当する場合にあつては現在地とし、同条第3項に該当する場合にあつては入所前の居住地又は現在地とする。)を有する被保護者について当該指定医療機関が行つた医療に係る診療報酬は、当該定の例による。

7 指定医療機関がそれぞれその指定を受けた地方厚生局長又は都道府県知事若しくは地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市(以下「指定都市」という。)若しくは同法第252条の22第1項の中核市(以下「中核市」という。)の市長との間に及び医療保護施設がその設置について認可を受けた都道府県知事若しくは指定都市若しくは中核市の市長又はこれを設置した都道府県若しくは指定都市若しくは中核市を管轄する都道府県知事若しくは指定都市若しくは中核市の市長との間に、診療報酬に関して協定を締結したときは、当該指定医療機関又は医療保護施設に係る診療報酬は、当該協定による。ただし、当該協定による診療報酬が健康保険法第76条第2項の規定による厚生労働大臣の定め、同法第85条第2項及び第85条の2第2項の規定による厚生労働大臣の定める基準若しくは同法第86条第2項第1号の規定による厚生労働大臣の定め(前項に該当する指定医療機関にあつては、当該定めのうち診療報酬が最低となる定め)若しくは同法第88条第4項の規定による厚生労働大臣の定め又は高齢者の医療の確保に関する法律第71条第1項の規定による厚生労働大臣の定め、同法第74条第2項及び第75条第2項の規定による厚生労働大臣の定める基準若しくは同法第78条第4項の規定による厚生労働大臣の定める基準の例による場合に比べて同額又は低額である場合に限る。

8 第6項に該当する指定医療機関について前項に規定する協定の締結があつたときは、第6項の規定は、これを適用しない。

## 生活保護申請 受付連絡票

様 (TSH . . . 生)

の生活保護申請を受理し、現在調査中です。

生活保護申請日 令和 年 月 日

### 生活保護指定医療機関の皆様へ

○申請日から14日～1か月以内に生活保護の開始の可否が決定されますので、必要に応じ、下記までお問い合わせください。

○生活保護が決定しましたら、申請日から保護開始となり、保護開始日に遡って医療券・調剤券を発行します。決定後の医療券等発行確認のため、裏面に医療機関等名・薬局名（関係医療機関名）と受診日、調剤日の記載をお願いします。

※国民健康保険、後期高齢者・ひとり親家庭等・乳幼児・重度障害者医療の資格は保護開始日より喪失します。

久留米市福祉事務所 生活支援第1課・第2課  
電話 0942-30-9023  
担当者名 ( )

## 生活保護申請中の方へ

○医療機関を受診するときは、必ず福祉事務所担当者へ事前に連絡してください。（内容によっては、保護開始決定後も医療費が支給できない場合があります。）

○申請期間中は、健康保険と併せてこの受付連絡票も必ず病院・薬局・施術所等の窓口で見せてください。

○申請を取り下げた場合または却下となった場合は、申請期間中の医療費について生活保護の適用はありません。

○生活保護申請が決定（開始または申請却下）または申請の取下げをした場合は、福祉事務所担当者へこの受付連絡票を返してください。

### 【医療機関・施術所】

医療機関名	受診日
例) ○○医院	R2.4.5

### 【薬 局】

薬局名	関係医療機関名	調剤日
例) △△薬局	○○医院	R2.4.5

※受診日・調剤日は保護申請日以降の最初の受診日等をご記入ください。

## 医療要否意見書

ケース番号										
地区担当員										
発行取扱者										
※ 1 医 科 ・ 2 歯 科				※ 1 新規 2 継続 (単・併)						
(氏名)				に係る 年 月 日以降の医療の要否について意見を求めます。						
( )				令和 年 月 日 久留米市福祉事務所長						
傷病名又は 部 位	(1)	初 診 年月日	(1)	年	月	日	転 帰	年 月 日		
	(2)		(2)	年	月	日		治	死	中
	(3)		(3)	年	月	日		ゆ	亡	止
主要症状及 び今後の診 療 見 込										
治療見込期間	入 院 外	か月	日間	概算医療費	(1) 今回診療日以降1か月間			(2) 第2か月目以降6か月目まで		
	入 院	期 間	か月		日間	( 円 ) (入院料 円)			( 円 ) (入院料 円)	
	年 月 日 (予定)	年	月	日						
上記のとおり(1入院外・2入院)医療を(1要する・2要しない)と認めます。								令和 年 月 日		
久留米市福祉事務所長 様				指定医療機関の所在地及び名称 院 ( 所 ) 長 担当医師 ( 診療科名 )			印			
※嘱託医 の意見							※受理年月日			

ケース番号	
地区担当員	
発行者	
指定医療機関	

## 精神疾患入院要否意見書

※1. 新規 { (1) 現在入院中 (2) その他 } 2. 継続入院 ( 年 月 日以降)

様式第16号

※福祉事務所名 久留米市福祉事務所		※受理年月日 年 月 日	
※患者氏名 (男・女)		※生年月日 年 月 日 (満 歳)	
※居住地			
※※患者の職業		※※発病年月日 年 月 日	
現在の入院形態		当院入院年月日 (入院形態) 年 月 日	
病 名		1 主たる精神障害 2 従たる精神障害 3 身体合併症	
※※生活歴及び現病歴  (精神科又は神経科受診歴等を含め記載すること。)		(陳述者氏名 続柄 )	
初回入院期間 年 月 日 ~ 年 月 日		前回入院期間 年 月 日 ~ 年 月 日	
初回から前回までの入院回数 計 回			
過去6か月間の病状又は状態像の変化の概要		I 悪化傾向 II 動揺傾向 III 不変 IV 改善傾向 特記事項 [ ]	
過去6か月間の外泊の実績		I 1回 II 2回 III 3回以上 IV なし	
現在の外出許可の状況		I 外出禁止 II 院内外出許可 (1 単独 2 他の患者同伴 3 看護者、家族等同伴) III 院外外出許可 (1 単独 2 他の患者同伴 3 看護者、家族等同伴)	
現在の病状又は状態像		I 抑うつ状態 1 抑うつ気分 2 内的不穏 3 焦燥・激越 4 精神運動抑制 5 罪責感 6 自殺念慮 7 睡眠障害 8 食欲障害又は体重減少 9 その他 ( )	
		II 躁状態 1 高揚気分 2 多弁・多動 3 行為心迫 4 思考奔逸 5 易怒性・被刺激性亢進 6 誇大性 7 その他 ( )	
入院外医療が困難な理由		III 幻覚妄想状態 1 幻覚 2 妄想 3 させられ体験 4 思考形式の障害 5 奇異な行為 6 その他 ( )	
		IV 精神運動興奮状態 1 減退思考 2 硬い表情・姿勢 3 興奮状態 4 その他 ( )	
医学的総合判定		V 昏迷状態 1 無言 2 無動・無反応 3 拒絶・拒食 4 その他 ( )	
		VI 意識障害 1 意識混濁 2 (夜間)せん妄 3 もうろう 4 その他 ( )	
概算医療費		VII 知能障害 A 精神遅滞 1 軽度 2 中等度 3 重度 B 認知症 1 全体的 2 まだら(島状) 3 仮性 4 その他 ( )	
		VIII 人格的病的状态 A 人格障害 1 妄想性 2 衝動性 3 演技性 4 回避性 5 その他 ( ) B 残遺性人格変化 1 欠陥状態 2 無関心 3 無為 4 その他 ( )	
判定		IX. その他 A. 性心理的障害 1 フェティシズム 2 サド・マゾヒズム 3 小児愛 4 その他 ( ) B 薬物依存 1 覚醒剤 2 有機溶剤 3 睡眠薬 4 その他 ( ) C アルコール症 D その他 ( )	
		I 医療上の問題 1 問題行動 ( ) 2 病状不安定 3 身体的合併症管理 4 服薬管理 5 その他 ( )	
判定		II その他の問題 1 家族の受入が困難 2 日常生活に指導を要する 3 住居確保が困難 4 その他 ( )	
		1 要入院医療 ----- ( ) 2 要入院外医療 ----- ( ) 3 医療不要	
上記のとおり診療を (1 要する 2 要しない) のものと認めます。 久留米市福祉事務所長 様		令和 年 月 日	
指定医療機関の所在地及び名称 院 (所) 長 (担当医師) 印		※福祉事務所嘱託医の意見	
※本庁医系職員の意見		※審議会の判定	

- (注意)
- ※の欄は福祉事務所が記入します。
  - ※※印の欄は欄外に継続入院となっている場合は記入の必要がありません。
  - この意見書の具体的記入要領及びこの患者が精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第29条の措置入院の要件に該当すると認められた場合の取扱いは裏面によって下さい。
  - 概算医療費については、診療開始後6か月に限り、「概算医療費」欄の「1 今回診療日以降1か月間」にこの意見書による診療日以降1か月間に要する医療費概算額を「2 第2か月日以降6か月目まで」に、1か月を超えて診療を必要と認めるものについて、第2か月日以降6か月目までに要する医療費概算額を記入して下さい。





給付要否意見書（所要経費概算見積書）

1 治療材料 2 移送


※福祉事務所記載欄	※ 1 新規 2 継続		※受理年月日 年 月 日			※医療機関名
	※（ 年 月 日以降の）（氏名）（ ）に係る					
要否意見（医師記載欄）	1 治療材料 2 移送の給付の要否について意見を求めます。 令和 年 月 日 久留米市福祉事務所長					
	傷病名	傷病の程度及び給付を必要とする理由				
給付内容	治療材料	種類	使用見込期間			か月
	移送	種類	タクシーを使用する場合は、医師の診断に基づき、歩行困難と認められた者等、真に止む得ない者に限る。該当する方に、チェック□して下さい。 <input type="checkbox"/> タクシー <input type="checkbox"/> その他の交通機関			
		区間	<input type="checkbox"/> 自宅←→医療機関 <input type="checkbox"/> その他（ ）			
		治療に必要な通院頻度	1か月に 日			
	移送を要する見込期間	か月				
（患者氏名） _____ について上記のとおり、給付を（1 要する 2 要しない）と認めます。 令和 年 月 日 久留米市福祉事務所長 様 指定医療機関の所在地及び名称 院（所）長 印						
所要経費概算見積（取扱業者記載欄）	治療材料	種類	品名（商品名）	単価	数量	金額
	合計					
（治療材料） _____ について、上記のとおり概算見積します。 久留米市福祉事務所長 様 令和 年 月 日 取扱業者の所在地及び名称 印						
※福祉事務所	（移送費概算額等を記載）					
※嘱託医	印					

（記載注意） ※印欄は福祉事務所にて記入するので、記載しないこと。

# 給付要否意見書（柔道整復）

様式第18号の1の2


※ 福祉 事務所 記載欄	※ 1 新規 2 継続		※受理年月日 年 月 日		
	※（ 年 月 日以降の）(氏名) ( )に係る 施術の給付の要否について意見を求めます。 令和 年 月 日 久留米市福祉事務所長				
要 否 意 見 （ 柔 道 整 復 師 記 載 欄 ）	傷病名（部位）	初 検 年 月 日	転帰（継続の場合）		傷 病 の 程 度 及 び 給 付 を 必 要 と す る 理 由
	(1)	年 月 日	治癒・中止・継続		
	(2)	年 月 日	治癒・中止・継続		
	(3)	年 月 日	治癒・中止・継続		
	(4)	年 月 日	治癒・中止・継続		
	(5)	年 月 日	治癒・中止・継続		
(6)	年 月 日	治癒・中止・継続			
療 養 （ 治 癒 ） 見 込 期 間		概 算 見 積 額 （ 初 検 時 又 は 4 か 月 目 以 降 ）			
か月又は 日間		1月目	円	2月目	円
（ 患 者 氏 名 ） _____ について、上記のとおり給付を（ 1 要する 2 要しない ） と認めます。 令和 年 月 日 久留米市福祉事務所長 様 指定施術機関の所在地及び名称 院（所）長 印					
医 師 同 意	（注）脱臼又は骨折（応急手当を除く）の場合のみ同意が必要				
※ 嘱 託 医 意 見	印				

※指定  
施術者  
名

※発行  
取扱者

（記載注意）

- 1 転帰「（継続の場合）」欄は、3か月を超えて施術を継続する場合に該当するものを○で囲むこと。
- 2 「療養（治癒）見込期間」及び「概算見積額」欄は、初検時（3か月を超えて療養を必要とする場合は4か月日以降）の療養（治療）見込期間及び概算見積額を記載すること。
- 3 「医師同意」欄は、施術者が同意を得た指定医療機関名、医師名、所在地及び同意年月日を記載したものであり、差支えないこと。
- 4 ※印欄は福祉事務所で記入するので、記載しないこと。

印

給付要否意見書（あん摩・マッサージ、はり・きゅう）

※ 福祉 事務所 記載欄	※ 1 新規 2 継続		※受理年月日 年 月 日	
	※（ 年 月 日以降の）（氏名）（ 歳）に係る 施術の給付の要否について意見を求めます。 令和 年 月 日 久留米市福祉事務所長			
要 否 意 見  （ 施 術 者 記 載 欄 ）	傷病名（部位）	初療年月日	転帰（継続の場合）	傷病の程度及び給付を必要とする理由
	(1)	年 月 日	治癒・中止・継続	
	(2)	年 月 日	治癒・中止・継続	
	(3)	年 月 日	治癒・中止・継続	
	(4)	年 月 日	治癒・中止・継続	
	(5)	年 月 日	治癒・中止・継続	
	(6)	年 月 日	治癒・中止・継続	
療養（治癒）見込期間		概算見積額（初療時又は4か月目以降）		
か月又は 日間		1月目 円	2月目 円	3月目 円
往療が必要な場合その理由				
（患者氏名） _____ について、上記のとおり給付を（ 1 要する 2 要しない） と認めます。 久留米市福祉事務所長 様 令和 年 月 日 指定施術機関（施術者）の所在地及び名称 印				
医 師 同 意	同意年月日	年 月 日		記載者
	指定医療機関名			1 医師
	所在地			2 施術者
	医師氏名			
※嘱託医意見	印			

※指定施術者名

※発行取扱者

（記載注意）

- 1 施術を行う場合は、事前に医師の同意を得ること。
- 2 転帰「（継続の場合）」欄は、3か月を超えて施術を継続する場合に該当するものを○で囲むこと。
- 3 「療養（治癒）見込期間」及び「概算見積額」欄は、初療時（3か月を超えて療養を必要とする場合は4か月目以降）の療養（治療）見込期間及び概算見積額を記載すること。
- 4 「医師同意」欄は、3か月を超えてあん摩・マッサージ（変形徒手矯正術の場合を除く。）又ははり・きゅうを必要とする場合、施術者が記載しても差し支えないこと。
- 5 ※印欄は福祉事務所にて記入するので、記載しないこと。

印

## 転院事由発生連絡票

### 久留米市福祉事務所長 へ

次の者については、これまで入院治療を行ってきましたが、下記のとおり転院の必要性が生じたため、連絡いたします。

患者氏名		
生年月日	M T S H    年    月    日	
現在入院先での内容等	傷病名又は部位 <small>(現在入院して治療中の主病名)</small>	
	(1) _____	
	(2) _____	
(3) _____		
傷病の程度	<small>(入院治療が必要な理由、入院期間等)</small>	
転院事由等	転院事由発生日 <small>(転院予定日ではありません。)</small>	平成    年    月    日 <small>(他院での治療が必要な傷病が判明した日)</small>
	転院が必要と認めた理由 <small>他院での治療が必要な理由(現在入院中の医療機関では傷病の治療ができない等)</small>	
	転院先予定医療機関 <small>(ある場合)</small>	
	転院予定日	平成    年    月    日
その他連絡事項	<small>(転院先で治療後、再度戻る可能性がある場合はその旨記入)</small>	

平成    年    月    日

医療機関名: \_\_\_\_\_  
 連絡票記載者: \_\_\_\_\_  
 電話: \_\_\_\_\_  
 FAX: \_\_\_\_\_

**福祉事務所処理欄**

嘱託医 (    年    月    日)	要・否	備考(コメント)